**平成２８年度南大隅町議会定例会１２月会議　会議録（第２号）**

招集年月日　　平成２８年４月４日

招集の場所　　南大隅町議会議事堂

開　　　会　　平成２８年４月４日　　午前８時５９分

**開　　　議　　平成２８年１２月１５日　　午前１０時００分**

応招議員

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 1番　浪瀬　敦郎　　君 | 6番　日高　孝壽　　君 | 12番　川原　拓郎　　君 |
| 2番　持留　秋男　　君 | 7番　水谷　俊一　　君 | 13番　大村　明雄　　君 |
| 3番　松元　勇治　　君 | 8番　大久保　孝司　君 |  |
| 5番　平原　熊次　　君 | 9番　井之上　一弘　君 |  |

不応招議員　　なし

出席議員　　　１０名

欠席議員　　　なし

地方自治法第121条の規定による出席者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 町長 | 森田　俊彦　　君 | 経済課長 | 尾辻　正美　　君 |
| 副町長 | 白川　順二　　君 | 教育振興課長 | 田中　輝政　　君 |
| 教育長 | 山﨑　洋一　　君 | 税務課長 | 畦地　耕一郎　君 |
| 総務課長 | 相羽　康徳　　君 | 建設課長 | 石走　和人　　君 |
| 支所長 | 山野　良慈　　君 | 町民保健課長 | 馬見塚　大助　君 |
| 会計管理者 | 花里　友二　　君 | 総務課課長補佐 | 熊之細　等　　君 |
| 企画観光課長 | 竹野　洋一　　君 | 総務課主幹 | 中之浦　伸一　君 |
| 介護福祉課長 | 上之園　健三　君 | 総務課財政係長 | 上之原　智　　君 |

職務のための出席者　：　（議会事務局長）濵川　和弘　君　（書記）立神　久仁子　君

提出議案　：　別紙のとおり

会議録署名議員　：　（７番）水谷　俊一　君　　（８番）大久保　孝司　君

議事の経過　：　別紙のとおり

**散　　　会　：　平成２８年１２月１５日　　午後　３時４１分**

**▼　開　議**

**議長（大村明雄君）**

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付いたしましたので、ご了承願います。

**▼　日程第１　一般質問**

**議長（大村明雄君）**

日程第１　一般質問を行います。

　順番に発言を許します。

　まずは大久保孝司君の発言を許します。

**〔　　議員　　大久保　孝司　君　　登壇　　〕**

**８番（大久保孝司君）**

おはようございます。

今年もあとわずかとなりました。この１年振り返ってみますと、１月２４日から２５日にかけての低温雪害による農作物の被害、４月１４日に発生した熊本地震により、本町出身の女子大学生が犠牲になり、悲しみに包まれました。さらに、９月下旬の台風１６号が本町を直撃し、住居や農作物に大きな被害を受けるなど、今年は全国で自然現象による災害が起きた１年でもありました。来年は是非平穏な年であることを祈りながら、通告しておりました３点について質問いたします。

まず、介護保険事業について質問します。

新たな社会保障制度として、平成１２年度から始まった介護保険事業は、３カ年を１期として進められ、現在、２７年度から２９年度までとする、第６期事業計画により実施されています。

第１号介護保険料についても、前期の保険料基準月額４千２百５０円から５千５百円になり、また６段階から９段階へと見直されました。

平成２７年度は、実質収支額４千３百９１万７千円余りとなり、本年１号補正により、前年度繰越金として、２７年度保険料還付処理と、国、県公費負担金等１千５百９１万１千円を精算返納して、結果、２千８百万余りの基金繰入は必要でないという決算状況と判断されますが、いかがでしょうか。とはいえ、年々保険給付費など上昇により、前年比約４千万円増額の介護保険事業となっております。

また、介護保険基金も平成２０年度末１億４千４百万円ほどあったものが、２８年度末では２千３百万円の見込みとなり、法定外繰り入れもできない制度の中、３０年度以降、安定した財政運営は、果たしてできるのでしょうか。高齢化が進み、保険給付費が高まる状況を見据え、２９年度には介護保険法の改正や保険料の見直しなど、第７期計画により、持続可能な社会保障制度を確立されることを望み、質問をします。

１つ目、介護保険事業の財政運営は、今後、円滑に進められる現状か伺います。

２つ目、介護保険基金が、急速に減少する中、平成３０年度から、３カ年の第１号被保険者の保険料基準額は、どの程度に予想されているか伺います。

３点目に、その他一般会計繰入金を、事務費以外で適用されることはないのか伺います。

次に、ふるさと納税推進事業について質問します。

平成２０年度に始まったふるさと納税は、今、全国で１，７８８自治体で推進されていると聞きます。本町のふるさと納税も８３万円からスタートし、その後、毎年３百万円前後と推移してきましたが、本年度において民間事業者との連携により、本町特産品の拡充やＰＲなど、ポイント制による６割返礼の実施で地域活性化が図られ、当初、目標額５百万円に対して、４、５月の２カ月間で、３６都道府県から２９４件、６百５０万円余りの寄附額が寄せられ、最先のよいスタートとなりましたが、現在はどのような状況でしょうか。

また、本町特産品を生かした返礼品は、どのように進められているのでしょうか。そして、寄附金の活用として、納税者の要望により４つの事業に展開されると思うが、来年度以降の計画は進められているのでしょうか。

以上のような観点から質問します。

１つ、新たに進められたふるさと納税推進事業の現状について伺います。

２つ目、返礼品として、特産品の拡充やＰＲに努められたと思うが、生かされていますか。また、地域活性化を図るために、どのように活用されていく考えか伺います。

次に、農道路面補修について質問します。

全国的に農業従事者の高齢化が進むとともに、現在の農業は機械化なくして経営はできない状況であり、それに伴い、高齢者のトラクター転落事故など、農道の環境整備は重要課題であると思われます。

本町でも、町道整備は、町道維持道路改良事業などで国、県の補助事業を取り入れ、年次的に進められておりますが、農道に関しては、多面的機能支払い交付金事業等で進められてはいるものの、未舗装の農道が残されているのも事実であります。このような箇所を調査され、農道整備により農業振興を図る上から、質問をします。

農業高齢化が進む中、農業機械事故防止のため、未舗装農道の路面補修をしていく考えはないか伺いまして、１回目の質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

おはようございます。

大久保議員の第１問第１項、「介護保険事業の財政運営は、今後円滑に進められる現状か伺う」とのご質問でございますが、介護保険制度も１６年目を迎え、現在、第６期の２年目でございます。ご承知のとおり、介護保険制度は保険料５０％と公費負担分５０％で構成されておりまして、保険料は第１号被保険者となる、６５歳以上の保険料が２２％、第２号被保険者となる４０歳から６４歳までの保険料が、社会保険支払い基金から支払わられる２８％、そして、公費負担分として国費２５％、県費１２．５％、一般会計繰入金１２．５％の財源を以って運営しております。

本町におきましては、介護認定者数も現在横ばいの状態が続いておりますが、人口構造上、高齢者の増加が急伸している現状から見て、必然的に認定者が増え、給付費が高騰していく現状はしばらく続くものと分析しているところでございます。

そのような中で、本町といたしましては、財源確保に向けた対策として、他町に先駆け、本年度から要支援者に対する総合事業を１年前倒しで開始し、有利な補助金を取り入れながら、様々な予防事業を取り組み、給付費の抑制に取り組んでいるところでもあります。

財政運営につきましては、第６期介護保険事業計画に沿った形で、おおむね順調に推移していると判断しておりますが、施設利用者等に係る給付費が年々増加してきており、昨年度の決算額は１２億５千６百万円、前年度対比で２千９百万円の増となったところであります。

制度上、一般会計から繰入額が１２．５％と定められていることから、保険料との差額に当たる不足額については、基金を取り崩しての運営を余儀なくされている状況にございますが、本年度は、２７年度繰越金として２千８百万円程度見込まれておりますので、これまでの基金と合せまして、５千万円ほどで運用していく予定でございます。

こうした中で、来年度は第７期に向けて計画の見直しや保険料の見直しを行なわなければなりません。

今後の財政状況が懸念されるところではありますが、サービスの質を落とすことなく、また過剰なサービスにならないよう、介護認定からケアプランの作成、サービスの内容及び給付の適正化に一層力を入れ、安定した運営に努めてまいりたいと考えております。

**８番（大久保孝司君）**

町長、介護保険事業というのは本当難しくて大変な事業だというのは、私もこの質問をする前からですよ、大変迷いました。だから、自分が介護保険事業に相当詳しいということでもないですし、この質問をすることによって、少々勉強をしたという程度であります。ですから、私がこれから質問することについては、多少プロの方からしたら、違うぞということが出てくるかもしれませんけど、ご容赦いただきたいと思います。

まず今、町長の今の答弁でですよ、私もこの事についてはちょっと触れてみようかと、後で触れてみようかと思ったんですが、まず最初に答弁の中で触れられましたので、質問いたしますけど、もし２７年度決算において実質収支額、先程も申しましたけれど４千３百９１万７千円ほど出ました。これが次年度への繰越額であり、先ほど言いましたように、１号補正により、国の決定権の決定により返納をされたわけですが、この１千５百９１万１千円返納されたのの残りが、先ほど町長が言われましたように２千８百万、２千８百１万でしたか、でしたよね。そういう状況であったわけですよね。

私はこの２千８百万もあり、今年度取り崩し額が２千３百万程でしたよね。ですから、今言われたように、５千万以上のものをば持って、２８年度やるようであれば、相当な有利な展開は２８年度はできると思いますよ。

今までが２千万程度の、２千・・２７年度はたくさんの金額で２千８百万という金額でした。それの倍近い額で、この事業を行うということは、相当なことだと思うんですよ。ですから、私は、でしたら２９年度、３０年度はどうなるんだというふうに感じます。

だから、私はこのことで触れたいのは、２千８百万程残り、そして今度の取り崩し額が２千３百万余り、ですから、この中の金額で運用するのでなくて、繰越金と取り崩し額を合わせた５千万円でなくて、この残った２７年度の、お金の２千８百万というものをば、積み立てるというお考えはないのか、そこを伺います。まず伺います。

**町長（森田俊彦君）**

　介護福祉課長に答弁させます。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

ただいまのご質問ですが、おっしゃるとおり、２７年の余剰金として４千３百万ほど、そのうち１千５百万を償還金としてお返しをいたしました。

その残りの２千８百万弱でございますが、につきましては、議員ご指摘のとおり、基金に積み立てを予定する、或いは２８年度の繰越、すいません、基金繰入分を行わずに、本年度への会計へ取り込むという方法の両方がございますけれども、いずれにしましても、５千１百万ほどの基金に匹敵する財源があるということでございます。

**８番（大久保孝司君）**

今、課長１２月ですよね。１２月に言われた５千１百万のお金をば、このお金をば、あと繰り越しするのか。或いは、積み立てるのかという判断は、もう１２月ではするべきじゃないですか。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

この２千８百万の積み立につきましては、決算認定を待った上で、最後の処理をしようということで、今考えておりました。

**８番（大久保孝司君）**

まだ結論は出ないということですか。１２月の認定の今回の報告によって、そのあと出すということで理解していいんですか。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

今、課の方針としましては、積立金を行いたいという方向では、今、意見を揃えているところです。

**８番（大久保孝司君）**

是非ですよ、２千８百万、或いは２千３百万の今年度の取り崩し額、どちらかをですよ、積み立ててするということを、まず要望しておきます。

それと、本町は財政安定化基金を借り入れられている状況なのか、そこをちょっと伺います。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

本町につきましては、旧根占町時代に１回借り入れがございますけれども、現在のところではございません。

**８番（大久保孝司君）**

第１号被保険者数ですね、２７年度は３，６８３人という、決算委員会でもございましたけれども、保険料が１億８千２百８５万円というふうに、２７年度はだったんですが、２８年度においての第１号被保険者数と保険料総額は、今の段階で分かりますか。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

本年度という事ですか。

（「そうです。すみません。」　との声あり。）

本年度につきまして、保険料につきましては、１億８千２百５７万の見込みでございますけれども、認定者につきましては、ほぼ横ばいでございますので、しばらくお待ち下さい。３，６３８名の予定でございます。

（「３８名。」　との声あり。）

　はい。

**８番（大久保孝司君）**

今の数字から言いますと、第１保険者が、被保険者が少なくなり、保険料も２８万ほど少ないということになりますよね。じゃあ、その今の保険料、保険者数を鑑みてですよ、２７年度の決算、そして現在の２８年度の状況は、２７年度と比較してどのような状況でしょう。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

２７年度決算につきましては、給付費につきましては先程ございました１２億６千万程でございましたが、ただいまの現状の中で４月から１０月までの、給付費等の実績を見ながら、２８年度の実績見込みということで試算をしたところでございますが、これに、この試算でいきますと、給付費の中で１２億１千８百万っていう、だいたいの試算が出るわけですけれども、あくまでも現状の月の平均額を残りの期間で試算した金額でございますので、中身は変わるかと思いますが、そういたしますと、予算から比較しますとですね、３千８百万程の減額になるだろうと。

それから２７年度の実績と比べますと、同等額３千７百万ぐらいの減額になるんではないかなっていうふうに見込んでいるところでございます。

**８番（大久保孝司君）**

２７年度と比較して２８年も順調に進んでるという、理解するわけですが、今年度もですよ、基金取崩し額はしなくてもいいのかなっていうような現状ですか。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

はい、お見込みのとおりでございます。

現在のところ試算でございますが、予算上の差し引きをしますと２千２百万ほどの余剰金が出て参りますので、その中でまた２７年度の償還金がいくらぐらいあるか分かりませんが、その差し引いた残りはですね、基金としての積立ては可能であるかというふうに考えております。

**８番（大久保孝司君）**

本当、私も今の２８年度の状況によって安心いたしました。

２つ目を、ひとつ答弁をお願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「介護保険基金が急速に減少する中、平成３０年度からの３カ年の保険料をどの程度と予想されているのか伺う」とのご質問でございますが、基金につきましては第１問でお答えしたとおりでございます。

介護保険制度は、これまでも数々の制度改正や報酬改定等が行われてきており、第７期に当たる平成３０年度以降につきましても、第６期の実績分析に加えて、経済対策として、介護報酬や職員の処遇改善、さらには給付費に係る自己負担額の改定等が予想されることから、現段階で保険料算定することは少々無理があるように思います。また、県に問い合わせいたしましたところ、同様の回答でありました。しかしながら、第6期の介護保険事業計画において、平成３２年度の第１号被保険者の月額基準保険料が７千５百４１円と試算されておりますが、この額につきましても、策定時点の現状に鑑み、試算した額であり、先に述べましたように、諸々の改正が実施されますと、変更するものであります。

ご質問に対する答弁として、現状維持の保険料で運営できることが最善策であり、１番望ましいことであると考えますが、進展する高齢化や若者が減少していく現状等も考慮しなければなりませんので、幾分かの増額改定になることは避けて通れないと考えます。

そこで、あくまでも現段階での被保険者数や認定者数、及び給付費等の伸び率を参考に推測しますと、基準額となります第５段階で、おおむね現行から７千円前後の間で算出できるものではないかと考えております。

念のために申し添えますが、この金額が一人歩きしないよう、あくまでも現状における推測であることをご理解願います。

**８番（大久保孝司君）**

私も今の段階でですよ、この金額をどうこうということは、どうしようかという、迷ったぐらいです。それこそ、世間の方に一人歩きしたらまた大変なことが起きるやもしれないというふうに考えました。

ただ、６期介護保険事業計画の中でですよ、やっぱりその７千５百４１円という数字がまず出ておるんですよね。ですから、平成、失礼しました、２０２０年度の中でですね、平成３２年度ですか、そういう金額が出ているから、これはあまり・・２千円、２千円近くになる金額ですがね。それこそ千円以内とかそういう金額であれば、ある程度了承する部分もあるんですけども、６期の計画の中で、言えば２６年度に決められたですよ、この事業が２千円も上がるっていうのは、余りにも大き過ぎるんじゃないかと思って、この質問をしました。

私もこの事業をするのであれば、２８年度が順調に進んでいると。これが２９年度まで順調に進んだら、そんなに基金を取り崩さない状況で介護保険が進むようであれば、すごく安心している事業ではないかというふうな気がいたします。

これは一概には言えませんけれど。ですから、７千円程度ということでございますが、是非この７千円を下回る事業が進められるように、担当課の方では進めていただきたいと思います。

次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３項「一般会計繰り入れを事務費以外で適用されることはないか伺う」とのご質問でございますが、一般会計繰入金の中には、介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金及び低所得者保険料軽減繰入金と、ご質問にあります、その他一般会計繰入金がございます。この、その他一般会計繰入金は、介護保険事業を遂行する上での事務費でありまして、一般管理費、賦課徴収費、介護認定審査会費及び、広域組合への負担金であります。

認定審査事務負担金を計上しておりますが、介護保険法の定めるところにより、本事務費につきましては、一般会計での対応を規定されているところでございまして、他の事業費は含まれておりません。

また、事務費以外に適用されることはないかにつきましては、平成２９年度より地域支援事業のうち、一般介護予防事業等につきまして、一般会計に移行されることとされており、その歳入につきましても、わずかではありますが、普通交付税で対応することとされております。また、給付事業の一般会計への移行は、歳入面での対応が難しいと考えられますので、今後、介護保険法に照らし、国の動向を見ながら検討してまいります。

**８番（大久保孝司君）**

この質問に関してはですよ、国の方が２０％、そして県・町が１２．５％、そして調整交付金ということで５％ということで、この調整交付金についてはですよ、私共の町は、高齢化がすごく高いですので、多く含まれているだろうという予測はしております。

そういった中で、他に何か、一般会計から繰り入れられるものはないか。或いは、町民が示す第１号保険料が少しでも少額にできる方法はないかということで、恐らくこの１２．５％を上回るものはないだろうなと思いましたけれども、介護福祉課の中で何とか探せないものかということが、頭にございましたので是非、今後ですよ、こういった国の事業、県の事業、こういったもので示されるものはですよ、やはり精査して、２８年度、特に２９年度においてはですよ、是非取り入れられるものをば、取り入れられるものがあるということを見越しながらですよ、探してほしいというふうに要望をいたしておきます。

次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問第１項「新たに進められた、ふるさと納税の現状について伺う」とのご質問でございますが、平成２０年度から始まったふるさと納税制度でございますが、近年の返礼品ブームにより、全国的にふるさと納税に関心が高まっているところです。

本町においては、平成２０年度から昨年度までの８年間で、本町出身の方々を中心に、ふるさと納税寄附金を、２千２百２１万５千２百２７円、年間約３百万円程度の温かいご支援をいただいており、お礼としまして、町広報誌やふるさと宅配の特産品を贈っておりましたが、地域振興や商工業者の生産意欲の向上に繋がるとのことから、今年４月からふるさと納税寄附者が、返礼品を選択できるインターネットサイト上のふるさとチョイスやＪＴＢとの連携を図り、事業を推進する現在の形に変更したところでございます。

なお、４月当初２０事業者、８９品目でスタートした取り組みでございましたが、現在では２７事業者、１２３品目に拡大しており、４月からの寄附申し込みも１，４１４件で３千万円を超えているところでございます。

**８番（大久保孝司君）**

今出されました１，４１４件の３千万を超えているという現状ですが、これ、企画課長、何月何日現在というのを・・

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

１２月１１日現在で精査をいたしましたが、申し込みの件数につきましては、今町長が申し上げましたとおり、１，４１４件で、金額、３千万を超えるというふうに書いておりますが、お答えをいたしましたけれども、正確には、１１日現在で、３千４百３６万７千９百４６円となっているところでございます。

これにまた県を通じてくる部分というのが、現段階では把握はしておりませんけれども、幾分かは上乗せをされるものだと考えております。

**８番（大久保孝司君）**

現状は幾らかということで、或いは、企画の方から私の家の方に内容を聞きに来られた時に、この質問、こういう答弁を欲しいということは言っとったんですね。３千万円というのは、余りにも漠然としていないですか。今言われたように、分かっているのであれば正確な答弁をしてほしいというふうに思いました。

まず、全国いくつの都道府県から、私は先ほど３６都道府県という、これは何月かだったと思うんですが、企画課からの書類、私共議会の方に出された書類によって、４、５月の分をば、出したわけですけども、１２月までにおいて、幾つの都道府県の方からふるさと納税が寄付が寄せられたのか分かりますか。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

地域別には大きく全国を１０の地区に分けて集計も現在いたしておるところでございますが、その中で見ていきますと、区分の仕方といたしましては、東北それから関東甲信越、北陸、東海、関西、中国、四国、九州、沖縄というふうに分けて、集計をいたしておりますけれども、この部分で見ていきますと、全国すべてのこの地域からご寄附をいただいているという状況でございます。

**８番（大久保孝司君）**

ですから、この今回のですよ、ふるさと納税は、私は、私共の町をばＰＲするということについては、すごく良い方法だったというふうには思います。ですから、お金が幾ら集まったとか、大崎町は２７億円でしたか、２７年度においては、そういった額を集められましたけども、金を上げてどうこうということじゃなくてですよ、私共の町をばどうＰＲできるかっていうのが、このふるさと納税では一番活用方法がいいのではないかと思います。

ですから是非、町長、このふるさと納税を活用してですよ、観光等にも活用できる方法という、返礼品の中にそれなりのものを入れるという方法は考えられませんか。

**町長（森田俊彦君）**

ご指摘いただいたとおり、目的、趣旨という部分では、我々もこの金額だけを上げるということを目的にはしておりません。

今回、返礼品を先ほど答弁で申し上げましたとおり、商工業者の生産意欲という部分を助長したいという部分がございます。

そういう中では、本町にしかない品物を取っていただいて食べて頂いた、そういう方々が南大隅ってこんなとこなんだ。そしてまた、これを、こっちに来て食べてみたいなというようなことも、一つのＰＲの方向になってくるんではなかろうかというふうに思っておりますので、今後、商品開発もですが、今度は地元でもそれを受け入れられる、そういうものに繋がっていくようなＰＲの方法に繋げていきたいというふうに思っております。

**８番（大久保孝司君）**

今まででですよ、課長、個人で一番納税額をされた金額というのが分かりますか。また答弁できますか。

それと、返礼品等への苦情というものを、町が直接関わっていないものが結構ありますよね。ＪＴＢと個人との繋がりだけでやってるわけでしょう。町が、町がその中に入るというのがない部分が多いわけでしょう。そういった中で、企画観光課の方に苦情等というものが出てきた実例はありませんか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

まず１点目の最高額はということでございますが、お名前は申し上げられませんが、金額にしましては、最高は２百万円でございます。

それから、返礼品に対する苦情などはないかというご質問でございますけれども、今までに数件納税をされた方からの苦情というのは、直接参った分もございます。具体的な内容といたしましては、時期が遅いという部分があったりですね、もう一つには、中身で若干違ったというようなことを言われたりとか、事例としては、そういった事例も受けている部分もございます。

その他、物がちょっと傷んでいたとか、そういった部分もあった事例がございますが、そういった分については、改めてまた贈り返すなり、そういう対応をさせていただいておるところでございます。

**８番（大久保孝司君）**

今対応されたということでありますが、そのお詫び文等も入れてやられておりますか。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

最初にですね、お電話で確認をして、そして、お詫びをお互いに確認をした上でしておりますが、現段階で文書でというのはしておりませんでした。また、今後考えていきたいと思います。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「返礼品として特産品の拡充やＰＲに努められたと思うが、生かされているか、また地域活性化を図るために、どのように活用されていく考えか伺う」とのご質問でございますが、前問でもお答えしましたが、４月当初、２０事業者８９品目でスタートした取り組みが、現在では２７事業者１２３品目に拡大しております。

返礼品をインターネット環境で全国に示すことで、本町の農産物や加工品等を広くＰＲでき、特に黄金カンパチや最南豚など、本町のブランド品も全国にその名を売り出すことができているところでございます。

また、ふるさと納税返礼品の為に、新たに開発された特産品もあり、寄附申し込みが増え、全国各地から商品の注文が増加するにつれ、返礼品の出品者や、出品を考えている町内商工業関係者にも生産、販売意欲が高まってきている状況でございます。

今後も積極的なＰＲ活動に努め、生産量の増加も含めた特産品の拡充を図るとともに、全国各地からご支援いただいている寄附金を有効に活用し、地域活性化に努力して参ります。

**８番（大久保孝司君）**

先ほど、企画観光課長の方からありましたけども、時期が遅いということ等も出たわけですけれども、返礼品というものは、何月から始められたものなんですか。それ、分かりますか。ＪＴＢじゃなければ分からないという状況ですかね。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

詳細については把握をいたしておりませんけれども、現段階でも、もう４月当初からですね、予約で受ける部分もございます。例えば、柑橘類であったり、或いは伊勢エビであったり、こういったものについては事前に予約を受けて、その時期に発送するというようなものがあったり、そういった部分で若干の納税者との間のトラブル、そういう時期的なものがあったということでございます。

そういった部分がございますが、通常に、普通にあるものについては、その都度発送はするというのは、もう４月の段階から始めているつもりではございます。

それと１点だけ、先ほど私お答えをした分で、１件ちょっと詳細の部分をお答えをさしてください。

先ほど議員が、全国の中で納税をしている方がということで、私は１０カ所に分かれてということで申し上げましたけれども、その中でですね、具体的にその集計をした中では、やはり大都市圏の東京近辺で５０％の方が納税をしていただいている。それから、関西地区で２０％というような、７０％がやっぱり大都市圏の方で納税をしていただいているという状況があるということをば、お知らせをしておきたいと思います。

**８番（大久保孝司君）**

今のその東京近辺が５０％で、関西が２０％ということでしたけども、これ、町長、関東南大隅会、関西南大隅会、これが影響している可能性というのは大きいんですか。

**町長（森田俊彦君）**

ご指摘のとおり、本町には関東、関西、並びに東海地区の町人会がございまして、こちらの方で、我々も、また、企画観光課の方でもＰＲ活動をやっておりまして、非常に反響があったというふうに手ごたえを感じております。

**８番（大久保孝司君）**

今答弁の中に、町長の方から黄金カンパチ等も出ましたけれども、私共の町でオリジナルと言えば黄金カンパチも一つなんですが、そういった中で、全国に誇れる返礼品というものは何種類ぐらいあるというふうに考えておられますか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

先ほど品目につきましては、１２３品目ということを申し上げましたけれども、その中でも特に人気があるものというふうな捉え方で見た場合ですね、具体的には、柑橘類のデコポン、それからタンカン、それからその他加工品といたしましては、食品でニラ餃子であったり、こういったものが人気がございますが、その他、マンゴー、伊勢エビ、ニンニク、こういったものが、納税者の方から人気があるようでございます。

**８番（大久保孝司君）**

今、テレビでも放映されるぐらい、１２月はこのふるさと納税の取り合いだと。この前も本当にございました。それぐらいその１２月においては、ふるさと納税への取り合いが行われているというふうになっていますが、企画観光課長、１２月というものは、以前も２７年度までも、１２月は結構私どもの町は多いんですが、税に関わる状況ですので、１２月というものは、今年度においてはどのような状況ですか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

議員がおっしゃるとおり、１１月、１２月は大変書き入れ時という状況でございます。１２月末が納税者に対しての最後の時でございますので、そういった意味では、今一番、私共といたしましても、広告であったり、そういった部分も積極的にやっておりまして、実は明日からも明日、明後日、土曜日、日曜日をかけてですね、関西の方に１名送り込んでＰＲもしたいと考えておりますが、そういった中で、１２月が先ほど申し上げました、１１日現在におきまして、通常でありますと、月に納税の件数というのが百件はいかない状況でございますが、場合によっては５０件、５０件いかないという時もございますけれども、そういった中が、もう現在で１１日現在で２６１件と、金額にいたしましても、月半分の中で５百６０万円強の金額を納税をいただいておりますので、これから３１日までですね、この業務につきましては、この年末の休みの日も含めて対応しながら取り組んでいきたいと思っております。

**８番（大久保孝司君）**

私一番大事なこと、質問をしたいと思うんですが、今返礼品の中に腐れが入っていたりとか、そういったものがあったという、また事があったんですが、私はこの返礼品をですよ、作るのにっていうか、私共の町の特産品を集めるのに、農協がどれだけ活用されているのか、そこはどうなんでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長に答弁させます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

特に、農産物等の品目につきましては、農協ＪＡに頼る部分は多分にございます。ただし、業務を進めていく中におきましては、ＪＡ農協自体も一つの事業所という位置づけで整理をいたしておりますけれども、その中で、品目ごとには相当に在庫もあり、市場の事業所というふうに私らも捉えて、お願いをいたしているところは現状でございますが、その中で、例えば、野菜類であったり、柑橘類であったりとかいうものについて、ＪＡさんの方から発送するなり、そういう受けるなりという体制ができたら、もっと上がるかなと思いますが、そこらがまだ現段階では、ＪＡさんの方ででき得ておりません。

その為に、中に、現段階では、なんたん市場において、窓口となっていただいて発送する、そういう体制を取りながら、展開をしている状況です。

**８番（大久保孝司君）**

町長、農協がですよ、農協、農家が出す、農協に出す、こういったものは優品でもないんですよ。秀品を出すんですよ。１番良い品物をですね。それは、言えばＡ品ですよ。そういったものを出してからこそ、私共の町の特産品としてＰＲできるわけですよね。

農協にしてもですよ、なんぐう農協、きもつき農協ということでですよ、ＰＲに繋がるはずなんですよ。

そして、私共の町からも、この前出されましたバレイショ選果場、この７億３千１百万の中に私共の町は１億１千８百万という金を補助として出しているわけですよね。そういったことを考えたときに、企画観光課長の方からお願いしてもダメなら、町長しかおらんですよ。農協の方にお願いする、或いは、私共の町と農協とがタイアップして、ふるさと納税に協力してくださいませんかということが、僕は必要だと思います。

肝付町なんか、デコポンとか、そういったものはやっているというふうに聞きます。デコポンなんかも今はですよ、今はデコポンの糖度を測る機械を入れて、糖度が幾らだっていうので、今やっと出水とかああいったところと、もう同等になるようになったと。今まではいくら良い品物を作っても、出水のデコポン、南大隅町の、言えば、このなんぐうのデコポンというのには差があったそうですよ。だけども、この糖度を測る機械によって、これが同じ土俵にやっと上がれるという状態だそうです。

これは、生産農家から聞いたことですので、事実か分かりませんけども、生産農家がそれでこの糖度を測る機械で、相当嬉しい悲鳴を上げていますということは言われましたので、是非町長の方からですよ、農協等に要望をすると私は思いますが、どうでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

ふるさと納税のこの返礼品が始まった当初から、農協さんの方にはですね、お願いを申し上げておるような状況でございます。一応、検討させてくれという返答しかもらっておりませんけれども、今後の状況の中でもですね、非常に大きな団体でございますので、我々としても何とか参入していただいて、また事業拡大をしていければ、また、地元のまた農家さんに、それがまた還元されるんでなかろうかというふうに思いますので、今後も継続して要望していきたいと思います。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３問第１項「農業高齢化が進む中、農業機械、事故防止のため、未舗装農道の路面補修をしていく考えはないか伺う」とのご質問でございますが、農道整備につきましては、受益者が使用する道路という観点から、町からは、生コン等の、原材料支給や重機の貸し出しを行うなどしておりますが、事業の規模によっては、県単独補助事業等の、農業農村整備事業補助制度を活用しながら、農道整備を進めているところであります。

平成２７年度から新規事業として、農作業軽減支援事業により、個人でも、原材料等の支給により圃場への乗り入れ口等の整備ができるなどの支援制度も創設したところであります。

農業従事者については、年々高齢化が進むことが懸念され、直営施工による整備が難しくなることも予想されるところであります。今後も、地域の要望や地域の現状を把握しながら、制度設計を行うとともに、中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金事業等を推進し、農業従事者が効率的な営農を展開できるよう努めて参ります。

**８番（大久保孝司君）**

結論から申しますけれども、今町長の答弁でですよ、やはり、これまでどおり中山間や多面的事業、こういったものでやっていくのと、県単事業ももちろんあるでしょうけれども、それだけで、２７年度まで、２８年度までと変わらぬ事業でやっていくというふうに、思っていいんですか。

**町長（森田俊彦君）**

建設課長に答弁させます。

**建設課長（石走和人君）**

先ほど町長が答弁されましたようにですね、２７年度から１人でもですね、対応するというような制度は設けております。

一応、時代の背景もございましてですね、これは、縷々現状を満たしているから、こうでいこうという考え方は持っておりません。

私共もですね、いろんな方々からの要望に対しましては、まずは現場に行きまして、いろんな情報、そういう状況等つかみましてですね、対応できるところは適切に対応してるというふうに踏まえております。

**８番（大久保孝司君）**

それが、現在まで２８年度の予算つえば予算ですよね。予算に応じたもの、或いはまた、補正予算の方でやる、そういったものだというふうに僕は今受け止めたんですね。変わらないじゃないですかと受けとめたんです。

今言われたように、１人でもできるというのは、農道なり町道なりから自分の水田にある、或いは畑に入る、その降りいたをつくるために、１人でもやれるんですよ。以前は何人かじゃなければできないというものも、今は１人でも降口ができるよっていうことでしょ。

こういったものじゃなくてですよ、農道そのものの、長い長い長い、長い長距離なものとか、そういったものは年次的にできますがね。要望によってはですよね。そして、新たにできたそういった、言えば田畑をば開墾する開発する部分については、現在ではその舗装部分まで入っていますがね。でも昔の耕作事業というか、こういったものの事業の中では、その部分が入ってないから４３年４４年、そういった時代にやられたものは、いまだに未舗装の部分があるわけですがね。

そういった中でですよ、そういった中で、建設課自体がですよ、ここもあるよねというものを調査して、そういったものを年次的に行なう考えはないのかという事で、私はこれを出したんですけど。

**建設課長（石走和人君）**

私もですね、建設課に参りまして、大変地元からの要望が、

（「自信を持って、大きなお声で。」　との声あり。）

建設課に入りましてですね、３年目になるんですが、以前と比べますとだいぶ地元からのですね、要望というものが聞こえてきません。そういう意味では、ちょっと元気がないなというような感じはございます。

それも先ほど議員が申されましたようにですね、やはり高齢化、それから一応部分的に言いますと零細化してですね、そこまで要望できないような事態なのかなというふうに、地域の方々がですね、それなりにもう自己判断されているのかなというふうに捉えております。

それで、先ほどの町長の答弁に入るんですが、やはりですね、地域からの要望等を踏まえて、今後、まとめるというのも一つの手かなというふうに考えておりますけれども、とりあえず地域からのですね、要望がなければ、どういうところまで希望されているのか、分からないというところが実態でございます。

そういうことでですね、昨年度から集中的に、中山間事業等を取り組んでいらっしゃるところ、それから、その他に要望はないのかというところでですね、多面的機能支払い制度のですね、推進を行いまして、地域的にですね、積極的に取り組めるところは推進してくださいというような形でですね、説明に廻った事実がございます。

そういうことでですね、その事業と合せながらですね、できないところは、町としても、積極的にやっていきたいなというふうに考えております。

**８番（大久保孝司君）**

なかなかこの事では理解が出来ないのかなというふうに思ってますが、私は怒ってるんじゃないですからね。自信を持って答弁してください。

私は、今、石走建設課長が言われたように、自ら行かない人たちもいるのであれば、のであればですよ、建設課から農道の調査をして、そしてそれをば一応準備していくという考えはないのか。そしてその事によって、受益者の方々にここを未舗装の部分は舗装事業でやりましょうかということは、しないのかって、ここを聞いてるんですが、いかかですか。

**建設課長（石走和人君）**

先ほども町長の答弁にはございましたように、地域の要望、地域の現状をですね、把握しながら制度設計を行っていくという考え方がございます。

それでですね、やはり私共と地域との考え方、開きがあると思いますけれども、地域の方々がですね、寄り集まって話をする、その中でのですね、展開が一番かなというふうに踏まえてるんです。

私共の方から丸々地域を推進することによって、差別化してるんじゃなかろうかとか、いろいろあるもんですから、そのあたりはですね、地元の声を大切にしながら進めていきたいなというふうに考えております。

（「ダメですね。ダメですね。」　との声あり。）

　（「これで最後といたします。」　との声あり

**８番（大久保孝司君）**

なかなか伝わらない部分であるというふうに思います。町民から要望がなければできないというふうに今は理解しております。

できたらですね、町の方から、私が言いましたように高齢化している農業の中でですよ、

そういった方々が事故防止の為の未舗装の部分を舗装にするという事ですので、是非そういったものを町自らが調査して、改良を補修をして欲しいというふうに、本当にそれは、これでまだ理解ができないのであれば、もう１回やろうというふうな気がいたしております。やはりですよ、町が、町が、その農道そのものを、私は先ほど言いましたように、農業者が高齢化してトラクター転落事故等があるから、未舗装の部分を町自体が調査して、ここは危険度が高いよねという所は、そういった受益者、受益者によっては地域地域で固まってる所だけじゃないんですよ。ここの田んぼは川北の方々、この田んぼは川南の方々、

（「十分趣旨は分かっていると思います。最後に答弁をするという事でございます。」　との声あり。）

答弁して下さい。

**町長（森田俊彦君）**

答弁漏れがあったようでございまして、企画観光課長にさせます。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

申し訳ございません。

先ほどの農協の取り組みがどうかという部分でですね、ちょっと誤解があるといけませんので、一言確認をさせといていただきたいと思いますが、農協の出荷をされているものが出て回らないかというと、これは全く別でございまして、全てのものが農協を通じて出ていることは間違いないです。協力はいただいておりますが、これは、肝付町の例も言われましたけれども、また発送する流れが違うものですから、ＪＡの取り組みも、肝付町の部分も、南大隅で取り扱ってるのも流れは同じでございまして、その中で、具体的に一つ、うちでまた見ていくのは、物自体をばＪＡさんで持っておられて、そしてそれをば、そこにＪＴＢであり、そういったところから入ってきて、そしてそこに発送するという業務の中に、これがなかなかできないものだから、そのものを発送するに当たって、中にまたもう一つ入るという、組織が入るという流れになってるということでございまして、ＪＡが協力をしてなくてＪＡのものが出てないというものでございませんので、そこは品物自体は全てもらっております。地域の方々のものをですね。そこはご理解をいただきたいと思います。

（「地域のものは分かってる。」　との声あり。）

地域のものをＪＡから上がってくるというのは間違いないですから。

**議長（大村明雄君）**

休憩します。

|  |
| --- |
| １１：０５  　　～  １１：１５ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

　次に、持留秋男君の発言を許します。

**〔　　議員　　持留　秋男　君　　登壇　　〕**

**２番（持留秋男君）**

皆さん、お疲れさんです。

本年度につきましては、これまでの議員の方々から、色々年度のいろんな事業について、気象条件やら話があったとおりで、非常に２月２４、２５の雪害については、バレイショ農家には甚大な被害を受けたものと思っております。それと８月は干ばつで雨が、南大隅町で、新聞に出ておりましたように、５ミリしか降らなかったというような、非常に８月については干ばつということで、９月の１９、２０日につきましては、夜中に台風１６号が接近というふうなことでございまして、非常に我が第一次産業につきましても、打撃を受けた、平成２８年度ではなかったかと思います。

残すところあと１５日ぐらいですけれども、あと１０日ぐらいですけれども、我々南大隅町が本年度の災害等について、いろいろ人災等がなかった分が幸いかと思うわけでございます。

そういう中で、第一次産業につきましては、農家にとっては一番の喜んでもらっていたのが、畜産業だけが非常にいろんな病気も入らずに、現在至っているようなところでございまして、非常に畜産農家については、本日まで、また１２月にセリもありますけれども、高値安定というようなことでございまして、後からまた発言席でも申し上げますけれども、非常に畜産農家については、ほくほくしているような状況でございます。

それでは、先ほど通告いたしておりました、２問４項について質問させていただきます。

まず第１番目に、技術員採用についてということで、農業振興の一環として、野菜及び畜産の技術員を採用する考えはないか伺う。

次に２番目として、佐多支所に畜産の技術員は配置できないか伺う。

それと２番目に大泊ゲートボール場改修及び周辺整備について。台風１６号により、現在まで倒壊したまま佐多岬入り口でもあり、非常に見苦しい状況であるが、改修しないのか伺う。

２番目に、以前ハマグリ養殖をしていた周辺の整備はできないか伺う。

以上で、壇上からの質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

持留議員の第１問第１項「農業振興の一環として、野菜及び畜産の技術員を採用する考えはないか伺う。」とのご質問でございますが、地方創生の柱となる、第１次産業の振興には、生産所得の増大が必要であり、耕種農業、畜産業の安定的経営のためには、優秀な指導者が必要であることも十分認識しており、これまでにも技術員採用に向けた取り組みも行っているところでございます。

本町の技術員の現状、そして、ご質問の趣旨も十分理解しておりますので、今後とも農家が必要とする技術員確保に向けて努力してまいりたいと考えております。

**２番（持留秋男君）**

この１番目の回答に町長の方から、検討いたしますというような回答でございますけれど、私は、農家もいろいろ作物を作っているわけですけれども、今の南大隅町のこの園芸の技術員の町の職員というのは、私は、園芸の百科事典みたいな方じゃなかろうかなというふうに思って、農家の方に指導されている方じゃなかろうかなというふうに思うところでございます。

そういう中でも、本人ともいろいろ私も農協で一緒でございましたけれども、もう年齢的にもというようなこともお聞きいたしておりまして、後継者をというようなことも、本人も町長にも言われたかとは思うんですけれども、あの技術をばですね、今のこの露地野菜、施設含めて、あれほど、あの人ほど詳しい人はいません。あの人の元気、あの人がいらっしゃるうちに、私は後継者をしていただきたいというのが本音でございますけれども、そこあたりについては、どういうふうにお考えでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

今いらっしゃる技術員の能力を、非常に評価していただきまして、ありがとうございます。私も同じように、同等に評価しておりまして、過去にも年齢のこと等でですね、悩まれた状況もありましたけども、何とか今お願いして、継続していただいている状況でございます。

今議員がおっしゃるとおり、今いらっしゃる間にですね、新たな技術員等が入ってきていただければ、またそして、後継者としてですね、上手い具合にこの技術部分の伝承ができれば、本当はいいんだけどなということを考えております。

**２番（持留秋男君）**

町長の前向きな答弁で、後継者をという、あの人がいらっしゃるうちにということでございますけれども、農家は、あの人に電話さえすれば、作物は見なくても回答ができる人なんです。

ですので、あの人ほど詳しい方はいませんけれども、是非ともそこ辺りについてはですね、技術員が教えることによって、農家ははまりが違うわけでございます。

ですので、もうちょっと面積を増やさんな、或いはもう高齢化やっで面積を減らさんなと。或いは、こげんうごっつくいよっかすんの作って、収益を上げんなというのは、現場指導は技術員しかできないわけでございます。

農家の方々は夫婦で作物を作っていても、もう年やっでやむいがって言っても、ちっとでん気張って作ってくれんなと技術員が言えば、やはりほんならあの技術員が言ったで、いっとどま気張って作ろかいというような事にもなろうかと思います。

ですので、ああいうような丁寧に、或いは詳しくですね、説明、電話先で、農作物のいろんな、この南大隅町の作物の中で、電話先で指導ができる、現場に行かなくても出来るような方、非常にこの経験もあるわけでございますので、どうしても、先ほど町長が答弁されましたように、彼が元気なうちにですね、急いで、そういう技術員の採用を要望いたしておきます。

次に、入っていただきと思います。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「佐多支所に畜産の技術員は配置できないか伺う。」とのご質問でございますが、平成２７年度の本町の第１次産業総生産額は、約１５１億円で、そのうち、畜産業は約８７億円と、全体の約６割を占める基幹作目であります。

現在、畜産の技術員は２名で、主に肉用牛部門の技術指導及び補助事業並びに単独事業の事務全般を行っております。

ご質問の佐多支所への技術員配置につきましては、十分理解するところでございますが、現在の技術員数、業務内容を考えますと、本庁への配置が効率的であると考えております。

今後の全国和牛能力共進会への取り組み及び畜産振興の必要性から技術員配置を再考する場合におきましては、ご質問の趣旨につきまして、十分検討させていただきたいと考えております。

**２番（持留秋男君）**

ただいまの支所の技術員配置については、前向きで検討するというようなことで、今現在２名だということであるわけでございますけれども、以前は３名いまして、佐多に支所にも１名いて、そのあと配置転換というようなことで、週に３日か、ぐらいいて、あとはまた本所というようなことでございましたけれども、現在では畜産の技術員がいないということでございます。

町長も十分ご承知のとおり、今の２市４町の中で、月々の子牛高が１番肝属で高いのは佐多地区なんですよね。昨日の市場でも、佐多地区から去勢ですけれども、百万以上が６頭出てるんですよ。隣りの根占を言いますと、３頭出てるんですよ。

だから、佐多の畜産の農家は、技術員が、そう、今技術員が来るのは子牛が生まれて２、３ヶ月に１回と、セリ市2カ月前に来て、来るだけなんです。途中は来てくれないわけです。

農家に、私も昨日、お前どま何ぬ喰すいな、どういうあいすいなと言えば、もう自分なりでやってると。ほとんど佐多の牛については、そう、牛の体重の差がないというのが、非常に他の方からも喜ばれてる。

ですので、農家同士で、どの飼料、どの餌をやっているというのが、今の状況であります。

ですので、そういう技術員が１人でもおってくれればなというふうに、もうつくづく、農家にも昨日私も聞きました。今までもそういうことは、なひけ佐多には畜産の技術員はおらんとかと、根占ばっかいなひけ３人おっとかと、３人いる時にも言われました。

ですので、やはり、先程の園芸も一緒でございますので、今、高齢で牛も増えない状況でございます。

ですので、系統的、これ、まいっどは気張ってみらんな、こん牛、我家うっちかんな、ということを言えるの技術員しかいないわけでございます。

ですので、あとは農家の多頭農家はそういう系統的な、そういうのも十分知っていらっしゃいますけれども、１、２頭飼いの方々は、我家ん牛何ぬ掛けっ、種、種牡牛をかけてよかとか分からないわけです。授精師任せなんですよ。

だからそこ辺りを朝晩支所にでもおれば、ついでに来たが、おいげんとはこうやがということも聞けるわけなんですけれども。

そういうことで、まず町長が答弁されましたように、前向きで検討するということでございますので、是非ともこの畜産の技術員は、いてほしいと。

おのずと今２市４町と申し上げましたけれども、どこの合併した市町村にして、鹿屋にすれば、東西串良、或いは肝付町、或いは内之浦町、各支所、或いは、お隣の錦江町も田代、大根占にも、役場の畜産の技術員がいます。非常にこのお隣の田代なんか、はまりが違います。ですので、そこ辺りも十分考慮してですね、畜産の技術員は今、牛が高いからということもありましょうけれども、第１次産業の中で、先ほど町長が８７億の畜産のウエートを占めているということでございますけれども、おそらく今年の２８年度の決算の町のあれになれば、百億を超えるんじゃなかろうかというふうに思うところでございますので、是非ともこの畜産の技術員は、支所に置かしていただきたいと思います。

ここら辺りについて、支所長もここにいますけども、農家からの要望等は聞かれないか、お伺いいたします。

**町長（森田俊彦君）**

佐多支所長に答弁させますが、その後に私が少し補足したいと思います。

**支所長（山野良磁君）**

今、ただいまの支所の産業グループの現状でございますが、農家繁忙期と、それと鳥獣害等の対策等で、庁舎内を空けることが多々あります。

そこを考えますと、職員不足はちょっとあるかなというような状況でございます。

**町長（森田俊彦君）**

先ほど、先程来、佐多地区にこの技術員の配置の要望でございまして、先の答弁のとおり、検討したいということは申し上げたとおりでございます。

前、全般、支所の方に配置した経緯もございます。これは、今、本庁の方に２名ということになっておりまして、１名が別な部署にいっているような状況であろうかというふうに考えているわけでございますけれども、これは、やはり人事の面でですね、やはりいろんなローテーションを組んでおります。そういう状況の中では、本人のスキルアップの状況の中では、そういうローテーションの巡りという、今、人員配置であろうかというふうに考えております。

それと基本的な考え方としまして、根占、佐多というふうに分けてはございません。本庁が全部の町内を全部統括するという基本的な考え方で動いておりますので、そうしないと、また指導員に関しましても、色分けしてしまうような考え方がありますので、やはり南大隅町は一体としてものを考えるという、そういうタイミングの時期に来てたというようなことでございます。

今後の状況におきましては、非常にこの共進会等のいろんな品評会等がまたございますし、また技術指導の部分で、まだ手抜かりもあろうかと思いますので、今後は十分に我々も指導体制、並びに配置に関しましては、検討していきたいというふうに思っております。

**２番（持留秋男君）**

町長の方から配置については十分検討するという事で、南大隅町に今、畜産の技術員が２名いるわけですけれども、指導が一緒であれば、私が思うのは、私も畜産の振興会長しておりますので、根占も佐多も差がないのが、牛を出しても南大隅町の牛は良いよというのが、評価されるべきなんですけれども、やはり農家のはまりによって、その差が価格差が出てきているということでございます。

来年度が宮城全共ということで、どうしても我が南大隅町からも、今までも長崎とか全共にも、我が町からも出ておりますので、宮城全共にも是非とも我が南大隅町の名声を上げていただきたいというのが、私も本音でございますし、町長もそういうお考えだと思います。

ですので、その次の５年後は鹿児島県で全共があるわけでございます。牛というのは品評会牛というのは、すぐ飼ってすぐ出来るものではございません。経験者でないとちょっと、朝夕の管理、いろんな引き運動、そういう系統的なもの、或いは牛の品位のもの、そこ辺りを踏まえますと、やっぱり２、３、系統牛あたりになると、３年４年かかって立派なものが、その系統の牛ができるわけでございますので、来年の宮城全共を含め、５年後の鹿児島全共にもですね、是非とも我が町の名声を上げるためにも、技術員の要請を、支所にも是非ともお願いいたしておきます。

次の質問にお願いいたします。

**教育長（山﨑洋一君）**

次に、第２問第１項「台風１６号により現在まで倒壊したままで佐多岬入り口でもあり、非常に見苦しい状態であるが、改修しないのか伺う。」とのご質問でございますが、議員のご指摘のとおり、佐多岬の玄関口であり、本町観光の重要な地域であります。

今後、大泊屋内ゲートボール場の復旧につきましては、現在平成３０年の佐多岬リニューアルに向け、国、県、町による整備が着々と進む中、企画観光課が整備を進めております。

平成２８年度魅力ある観光地づくり事業の大泊海浜公園整備で大泊屋内ゲートボール場を含めた、整備を計画中であり、改修復旧を考えております。

**２番（持留秋男君）**

この質問には、先般の１日目の質問でも川原議員からも出ておりますけれども、私がここに書いてありますように非常に見苦しいから、撤去が出来ないかというのが、本音でございます。ですので、県の事業が２８年度というようなことで、先般、企画課長からも話がありましたけれども、ですので、県の事業がはっきりとわからないまま、そのまんましておくのか、或いは、見苦しいまま放っておくのかということで、出来れば、そのままの状態で、今の教育長の考えは、あそこの魅力ある観光作りでやりたいという考えでありますけれども、早急の撤去方法というのは、なんか施策ないわけですか。あの見苦しいのをのかすというだけでも、なんか施策はないんですか。

**教育長（山﨑洋一君）**

　教育振興課長に答弁はさせます。

**教育振興課長（田中輝政君）**

議員が申されましたように、前回、企画観光課の魅力ある観光地づくり事業か、それとも今、県の町村会の建物共済に加入していますので、それで対応していくかということで、先般答弁を致しましたところでございます。

今、企画振興課の方ともですね、今後は協議をしながら、撤去費用等につきましてもですね、現在私聞いたところによりますと、１５０万円程度で撤去が出来るというようなことですので、今後はその辺も含めながら、企画観光課と協議を進めながら検討して参りたいと、このように考えているところでございます。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １１：３７  　　～  １１：３８ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**教育振興課長（田中輝政君）**

先般企画振興課長の答弁の中で、現在の魅力ある観光地づくりにつきましては、採択等も分からないということ、或いは撤去ができないという答弁でございました。

ということから町村会の公有建物共済保険を考えているところでございます。

撤去費用につきましては、１５０万円程度ということで見込んでおりますので、今後撤去をしたいと思っているところでございます。

**２番（持留秋男君）**

この前のゲートボール場の総体の保険料関係が３千４百万ぐらいというようなことで、教育課長からお聞きしているわけでございますけれども、その中で撤去費用を出せるのかどうか。それと、それは使わずに、使わないとすれば町の一般会計から立て替えでも１５０万位は出せないものか町長どのようにお考えですか。

**教育長（山﨑洋一君）**

課長の方に答弁させたいと思います。

**教育振興課長（田中輝政君）**

撤去につきましては、独自に有効期間が３年間という保険の有効期間が３年ございますが、できれば早く撤去をして、その間に新築ということを考えているところでございます。

補足して、風水害は損害額の５０％の当たります、１千７百万円を上限として、共済金が適応される見込みです。

**議長（大村明雄君）**

暫時休憩します。

|  |
| --- |
| １１：４０  　　～  １１：４５ |

**議長（大村明雄君）**

　傍聴者の皆さん、今、流れを聞かれたと思いますけれども、正確な答弁を議会として求めるために、ちょっとここ時間を要したいというふうに思っております。早急に調べているでしょうけれども、概ね午後１時に再開としたいと思います。誠に申し訳ございませんけれども、またよろしくお願いを申し上げます。

休憩します。

|  |
| --- |
| １１：４７  　　～  １３：００ |

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**教育振興課長（田中輝政君）**

　答弁の前に、お詫びを申し上げたいと思います。

先ほど議会の停滞を招きました事を、お詫びをさせていただきたいと思います。

先ほど、持留議員の質問でございます、撤去についてどのように考えているかということでございますが、撤去につきましては、町単で対応させていただきたいと思います。

以上です。

**２番（持留秋男君）**

素晴らしい回答といいますか、町単でされるということでございますが、大変いいことだと思いますけれども、撤去だけされて、あとは平地ということで、そのあとは、どういうふうに、県のそういうのに乗せられるかどうかは分かりませんけども、そういう撤去という事をということでございますので、ご了解いたしたいと思いますが、今現在、ゲートボール場の活用状況と申しますか、町内の、以前からするとグラウンドゴルフに変わったような気もいたすわけですけども、そこら辺りについてと、それと、あそこを撤去、いつ頃されるのか、そのあとをそういう利用者にも、やはり、ただ撤去だけで屋根付きはできないわけでございますので、そこ辺りの啓蒙と申しますか、そこら辺りもされる考えか、お伺いいたします。

**議長（大村明雄君）**

答弁の前にですね、保険対応という話が出ておったんですが、その説明がないんですが、その分を説明願いたいと思います。

**教育振興課長（田中輝政君）**

撤去に対しましては、早急に撤去を考えておりまして、復旧するには保険の方が３年以内ということになっておりますので、その範囲内で復旧させたいというふうに考えております。

**議長（大村明雄君）**

その撤去も、最初保険対応ができるという話だったんですが、その辺をちょっと話をして。

**教育振興課長（田中輝政君）**

撤去につきましてはですね、町村会の保険が適用されませんので、町単の方で対応させて頂きたいと思います。

（「答弁を続けて下さい。」　との議長より声あり。）

**教育振興課長（田中輝政君）**

先ほど議員の方からも出ましたように、最近はグランドゴルフが急速に普及し、ゲートボール人口が減少傾向にございます。

本町のゲートボール人口は、現在、佐多地区で６チーム、根占地区で６チームでございます。

利用頻度につきましては、２７年度の実績でございますが、毎月１回、町のゲートボール協会が使用しております。それから、年に2回、町老連のゲートボール大会が実施されているところでございます。

それから、今現在、浜尻のキャンプ場のゲートボール場を使用していただいているところでございます。

現在利用している方々に、どのような方法で周知をするかという質問でございますが、現在利用している団体につきましては、事務局を通して周知を考えております。また、町の広報等でも、周知をしたいと考えているところでございます。

**２番（持留秋男君）**

この撤去については町単事業でやられるということでございますので、早急にして、あそこが見苦しくないような状態で、あとの利用推進もしていただきたいと思います。

それでは、次に入っていただきたいと思います。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「以前、ハマグリ養殖をしていた周辺の整備はできないか伺う。」とのご質問でございますが、現在、ハマグリ養殖施設レースウェイ部分とハウス部分の撤去は完了しており、隣接して、当時、ヒラメの養殖施設として建設されていた部分と、管理事務所、機械室が残っております。

この施設等には、配電盤・冷蔵庫、コンプレッサー等、一般処理のできない機械類があるため、これらの撤去費用に対し、今回１２月会議に補正予算として計上させていただいているところです。

ハマグリ養殖施設については、今後においても利活用の計画もなく、また老朽破損等も著しいため、今年度中に施設撤去完了する予定であります。

**２番（持留秋男君）**

この質問については、大泊地区町有地整備事業ということで、先ほど町長の答弁にございましたように、今回、補正予算で上がって、１２１万４千円上がっているようでございます。またここが建物がなくなれば、景観も良くなるんじゃないかと思います。

今後のまた利用については、また、執行部の方で十分検討し、或いは、県のそういう事業に乗せられるのかどうかは分かりませんけども、この補正されたことに敬意を表しまして、質問を終わらしていただきます。どうもありがとうございました。

**教育長（山﨑洋一君）**

お詫びを申し上げたいと思います。

先程来、大変情報収集が不足したために混乱を招きまして、大変申し訳なく思っております。今後こういう事がないように、気をつけたいと思っております。

再度お詫びを申し上げたいと思います。申し訳ございませんでした。

**議長（大村明雄君）**

　次に、浪瀬敦郎君の発言を許します。

**〔　　議員　　浪瀬　敦郎　君　　登壇　　〕**

**１番（浪瀬敦郎君）**

皆さん、こんにちは。

１２月会議、一般質問の最後になりましたが、よろしくお願いを申し上げます。

今年の台風１６号による被害につきましては、猛烈な風による被害が甚大であり、特に、農業用ハウスや、畜産施設など、被災に遭われた農家の方々には心よりお見舞いを申し上げます。

また、山間部の町道、農道などにおいても各所に痕跡が残っており、１日も早い復旧を願うところでございます。

本年度は町長の施政方針の中で、自治会創生というキャッチフレーズが提言され、各自治会や地区公民館など、この制度に大変感謝されておりますことは、町民の１人として非常に喜ばしいことであります。

高齢化率は高くても、南大隅町に住んでおられる高齢の方々が、喜んでいただける施策として、更なる事業の推進を望んでおります。

私は、本１２月会議におきまして、地域の活性化策に関係いたします、３問７項について質問いたします。

まず、１問目の、地域活性化事業についての１項についてでありますが、昨年度から展開されております、このチャレンジ事業については、これまでになかった事業として、自治会に大変喜ばれており、地域での敬老会の開催や、グラウンドゴルフの実施など、自治会事業の支援に有難いというご意見を多数いただいております。

そこで、１１７自治会の、チャレンジ創生事業の活用状況と執行状況について伺います。

次に、２項については、各自治会へ配置されております、地域担当職員が、自治会長と連絡調整し、代行申請するなど、手続も楽になったとお聞きしておりますが、早い効果の発現をするには、年度の早い時期から取り組むべきとあると考え、職員が仕事が忙しい中、地域担当職員としての関わりについて伺います。

３項めは、各自治会が事業を実施していく中で、それぞれ自治会ごとに取り組む事業も違い、また、自治会世帯数も大きく違うわけでありますが、昨年は初年度として、３０万でありましたが、今年度は全自治会一律２０万円が上限とお聞きしております。このことから、事業内容の拡充は考えられないか伺います。

次に、２問目の多目的健康広場についてであります。

グラウンドゴルフやお年寄りのゲートボールなどの愛好家の方々が、楽しみにしておられます、塩入地区に計画がある健康広場について、私は、今年度完成として期待しておりましたが、現段階で工事費の予算計上がしてありません。今後における面積など、計画の概要と完成の予定時期を伺います。

また、完成後においては、利便性の高い場所にある施設でありますので、どのような利用方法になるのか。そして、今後の利活用策についてはどのような考え方を持っておられるか伺います。

３問目に、パノラマパークへの改良事業についてでありますが、現在、横別府地区出口自治会から、栗之脇を経由し西原台への改良事業が進められております。絶景であります西原台への通行が、道路の拡張により、通行しやすくなり、観光客等の来訪にも期待をしております。

まず、１項めとして、事業規模と、完了予定はいつを予定しているか伺います。

また、２項めには、この事業については、周辺住民の方々も、観光客の来訪に大きな期待を寄せておられ、特に、横別府地区には目立った観光施設もない中、沿線にある十津川農場や、蛍で知られる鹿父神社など、観光資源も多く存在しておりますので、周辺一帯を、横別府台地の観光誘客ゾーンとして位置付け、特に、全国的にブランド化として有名になっております、ねじめびわ茶の体験メニューなど、お客様が気軽に立ち寄れるよう周辺整備と併せ、観光施設として、資源の掘り起こしで、活性化は図れないかお伺いし、私の壇上からの質問を終わります。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

浪瀬議員の第１問第１項「チャレンジ創生事業の活用状況と執行状況について伺う。」とのご質問でございますが、チャレンジ創生事業は、地域住民の相互理解と融和を図るとともに、良好な地域社会の維持及び地域自治の振興に資することを目的とし、平成２７年度から開始した自治会等への活動費助成事業であります。

活用状況については、主に敬老会、グランドゴルフ大会、清掃美化活動等に活用されているほか、かかし制作や自治会フェイスブック作成等、特色ある事業を実施する自治会もあるところであります。

次に、執行状況でございますが、１２月８日現在で１１７自治会・連絡会のうち、７２自治会・連絡会が、交付申請を行っており、４５自治会・連絡会が未申請の状況であります。未申請自治会等につきましては、１２月８日に開催された自治会長会でも再度周知しており、また地域担当職員を通じて申請を促しているところでもあります。

**１番（浪瀬敦郎君）**

この実施された自治会、年１回なのか、複数回数あるのか、そこらが分かれば教えて下さい。

**町長（森田俊彦君）**

総務課長に答弁させます。

**総務課長（相羽康徳君）**

基本的にはですね、１回の申請をしていただいておりますが、計画を出した後にどうしてもやりたい事業、そういったものも発生する場合がございますので、その場合は変更という形でですね、申請を認めているところでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

最初は２０万、今２０万ですよね。これを年に複数回して使い切るという、自治会もあられるんですかね。

**総務課長（相羽康徳君）**

上限額の関係だと思いますけれども、１回の申請でですね、この２０万円の申請を終える自治会もございます。

ただ、変更等を加えてですね、２０万になっている自治会もありまして、全体で９自治会がですね、現在のところ２０万円上限に達しているところです。

**１番（浪瀬敦郎君）**

この未申請の自治会、これは何か理由、何か分かりませんか。どうして申請されないか。

**総務課長（相羽康徳君）**

未申請の自治会でございますが、できるだけですね、この地域活性化助成金については、全自治会が貰える助成金でございますので、是非、申請していただきたいという事で、自治会長会等でもですね、説明はしているところでございます。

また、地域担当職員を通じて、できるだけ連絡を取りながら、全自治会が申請するように努力しているところです。

**１番（浪瀬敦郎君）**

この補助金のパーセントは、町の全体の経費の何％ぐらいに使用料は。１１７自治会の中で、全部２０万は当初予算を組んでありましたかね。

**総務課長（相羽康徳君）**

予算につきましては、当初１千万円の計上をしております。これは全自治会が２０万円限度になるという積算ではございません。おおよそ見込みで計上いたしまして、現在のところ９０７万７千円が、申請されているところでございますので、今回の補正において計上をさせていただいているところです。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「地域担当職員の関わりについて伺う。」とのご質問でございますが、地域担当職員制度は、地域と行政が自助・共助・公助の役割を果たすため、地域住民と行政のパイプ役となり、地域の自立と活性化の推進に資することを目的とし、平成２２年度から開始した制度であります。

活動内容としましては、各種相談対応のほか、自治会行事への参加や災害発生時の被害調査等も必要に応じて行っているところであります。

ご質問のチャレンジ創生事業との関わりについては、申請促進や、補助対象事業の掘り起こし、申請書類作成補助等を自治会と連絡を取りながら行っているところであります。

**１番（浪瀬敦郎君）**

担当職員というのは、結局、１自治会に、戸数の世帯数に関わらず１名というような振り分けでございますか。

**町長（森田俊彦君）**

企画観光課長が答弁します。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

地域担当職員は基本的には各自治会に１名としておりますが、場合によりましては、２名というところもございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

この年間の活動状況、これは自治会長からの要請があった時だけ担当職員が足を運ぶ。

それとも、定期的に会長さんと話したり、そういう、どちらの方ですか。

**町長（森田俊彦君）**

担当課長が説明いたします。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

まず、この地域担当職員制度の目的でございますけれども、基本的には職員が地元の行事等にですね、積極的に参加をするという考え方のもとで、この事業を制度を取り組んでおります。そういった観点から、積極的に地元のですね、事業等に参画をするという目的からこの事業が取り組まれておりますので、そういった意図で、取り組みとしては進めているところでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

そういうご苦労もあると思うんですが、その年間の結果、その集計とか、そういうのは町の当局には、集約されるんでしょうか。

**企画観光課長（竹野洋一君）**

細かくは集計はいたしておりませんが、具体的には、今までやってきている事業といたしましては、行政側の方から具体的にお願いをいたしている部分といたしましては、空き家の調査をしたりですね、或いは、この防災マップの配布であったり、そこで説明をしたりとか、或いは、先程来出ております、この自治会創生についてのですね、事業の啓発をしてもらうというような事業を、主体としてやっていただいておりますけれども、この実績の数値というところまでは現段階で挙げておりません。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３項、「事業内容の拡充は考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、事業２年目である今年度においては、限度額の下方調整と地域活性化助成金として、均等割１万円プラス、７０歳以上の自治会員１人当たり千円の加算を行ったところであります。

事業内容の拡充につきましては、来年度予算編成の作業の中で、今後検討していくこととしておりますが、各自治会のご意見を賜りながら、より利用しやすい制度内容にしたいと考えております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

現在、世帯数の多い自治会、少ない自治会の差がだいぶあると思うんですが、自治会では有難い事業であるが、結局そういう活動を多くすると、補助が今度は不足するということで、そこらの格差の是正は考えていらっしゃいませんか。

**町長（森田俊彦君）**

格差是正のお話でございますけれども、先ほど答弁の中で申しました、地域活性化助成金こちらの方が、今、チャレンジ創生事業が今２年目に入っております。最初に出しましたのは、２０万円を増、上限としたというもので、その時にもやはり全自治会が使用してなかった状況がございます。

その状況を見まして、何でこのチャレンジ創生事業を申し込まなかったんだろうかということなんですけれども、我々もそういう単位自治会の、例えば高齢化率だとか、世帯数が非常に少ないだとか、非常にこの小さな規模のところ、それと、議員が多分ご指摘されようとしてる部分でいうと、地域担当職員がもうちょっとバックアップしたらどうかと思われてるんではなかろかというふうに思っております。

そういう部分を勘案して、実は今回、地域活性化助成金、１万円プラス、７０歳以上の方がたくさんおられるところに、これは申請を、申請さえすればですけれども、すれば交付金が出るよという仕組みが、いわば、ある意味格差の是正になるんではなかろうかということで、今やりました。

これ以上の状況の中で、例えば大きな自治会と小さな自治会の格差がある。そこを何とかならないかというご要望でございますが、今後、来年度予算編成の中で仕組みづくりの中では新たに検討すべきだろうというふうに思っておりますし、あくまでも、地域が活性化するための事業内容というものを再度検証して、何にでもお金が出るというわけではなくて、やはり、そこの地域の方々が活性化するその事業に関しましては、ちょっと幅をまた持たせるというようなことが、今後検討の余地があるというふうに考えております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

結局自治会単位で１万円、そうすると７０歳以上１名千円、これも申請しないと発行されないという状況ですか。

**町長（森田俊彦君）**

総務課長に答弁させます。

**総務課長（相羽康徳君）**

あくまでも補助金の性質上ですね、申請主義になっておりますので、全自治会が申請するように、こちらの方からもですね、声掛けをしていきたいというふうに考えております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

結局、役場の方で、自治会の会長さん、そして７０歳以上がこの自治会に何名と、これは把握できますよね。これも申請しないと出ないというのは、ちょっと矛盾するんじゃないかと思うんですけど、町の方から率先して、お宅はこんだけですよというようにならないんですかね。

**町長（森田俊彦君）**

当初、広報方式も考えたんですけれども、数字は役場の方で一応把握はしております。ただ、現状の数字とは合っておりません。これあくまでもですね、申請方式を採ったというのが、自治会長さんが毎年変わるエリアもあります。

そういう中で、そこの自治会長さんが、自分の集落に７０歳の方がどこにどういう生活をされているかということを知って欲しいという、そういう意味合いがあります。そして確認をとられて独居なのか、もしくは寝たきりなのかとか、そういうことが次の災害避難の役に立つだろうという、そういう意味合いもございまして、申請方式を採らさしていただいております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

せっかく地域担当職員の方が配置されておりますので、その方の力を借りてでもですね、やっぱり高齢者の組織でやっていらっしゃる自治会、是非そこは協力し合って、漏れがないような配付の仕方、それをよろしくお願いいたします。

次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２問、第１項「計画概要と完成時期を伺う。」多目的広場につきましてのご質問でございますが、多目的健康広場整備事業につきましては、グラウンドゴルフ協会などの愛好者の皆様より、多くの要望の中、設置位置や設備等のご意見をいただき、計画しているところであります。

活用目的としては、老若男女町民どなたでも快適に利用ができ、運動交流の環境づくりや健康づくりのため、多目的に利用できる広場の整備を目的としております。

概要につきましては、塩入団地周辺の約６千６百平方メートルを客土し、休憩施設やトイレ・倉庫と併せ、駐車場の整備も行っていく考えであります。

現在、地権者全員の同意をいただき、登記関係の処理と関係法令の許認可手続を進めております。

完成時期につきましては、今年度中に事務手続を終え、平成２９年度事業として実施完了の予定であります。

**１番（浪瀬敦郎君）**

６千６百平米ということでありますけど、縦、横の長さとかは、分かりますか。

（「概ねで。」　との声あり。）

だいたい長方形、そういうので分かれば。

**町長（森田俊彦君）**

敷地の状況を、目的の場所はご存知かと思うんですけども、塩入団地の前の、ちょうど今、田んぼ、畑になっているところで、ヰセキさんを除いた他の部分になりますので、住宅地が隣接しておる状況等考えると、ちょっといびつな格好でございますけれども、こんな形をしておりますんで、縦横がなかなかでにくい。ちょうど道路を三角地帯を曲がったようなところに全部三角地帯のところにちょうどヰセキさんを除いて入ってくるというような格好になろうかと思います。

**１番（浪瀬敦郎君）**

縦横を聞いたのはですね、先程、ゲートボールは少なくなってグラウンドゴルフ利用者が多くなると。そこに欲を持ってですね、ゴルフの打ちっぱなしとか、そういう５、６０メーターあれば何とかという、小さい、、、曜日を持ってですね、利用できないものかと。

なかなか中年層の方々が、ゴルフに興味を持っていらっしゃる方が、町内にも多数いらっしゃいますので、ぜひ健康的にもそういう時間を作れる人は、あればですね、利用価値があるんじゃないかなと思いまして、お伺いしたいとこでした。

**町長（森田俊彦君）**

今、一応想定されてる部分ではグラウンドゴルフを想定してまして、通常のゴルフの打ちっ放しは、今回想定しておりませんし、また形状等でですね、非常にいびつな格好でございますので、ちょっと使いにくいのかなと。

ただ、グラウンドゴルフで考えますと、だいたい８ホールほど取れるような広さにはなっているかというふうに思いますので、よろしくお願いします。

（「次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「完成後の利用方法並びに活用策を伺う。」とのご質問でございますが、完成後の利用方法及び活用策につきましては、利用者等のご意見を十分にお聞きしながら、町民だれもがいつでも利用しやすい広場として、利用方法や手続の在り方について、条例等の整備を進めてまいります。

また、今後の活用策については、周辺一帯をネッピー館やなんたん市場、ふれあいドームなど、関係施設の相互活用も併せた、交流ゾーンとして位置づけ、町内外を含めた大会等の誘致や利活用策も、グラウンドゴルフ協会等と協議しながら交流人口が増えるよう、今後推進していく考えであります。

**１番（浪瀬敦郎君）**

今答弁で、いつでも利用できるという答弁でございましたけど、これは夜間でもということでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

総務課長に答弁させます。

**総務課長（相羽康徳君）**

現在のところ、夜間の照明施設は考えていないところでございます。それから、夜間の利用のご質問でございましたけれども、今後、条例等の整備に入っていきたいと思いますが、その中で、利用時間、利用料、そういったものを含めてですね、条例を作成していきたいというふうに考えております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

近隣に子供たちも、あの地帯は多いんですけど、遊具等の設置とか、そこらは考えてはいらっしゃいませんか。

**総務課長（相羽康徳君）**

現在のところ建築物といたしましては、東屋が２基、それからトイレ、これは倉庫付きでございますけれども１棟、今のところはこういった施設を考えているところで、遊具等は入っていないところでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

完成後の管理の仕方、そして、利用する場合の手続はこれから整備されると思うんですが、そういう計画分かってますか。だいたい。

**総務課長（相羽康徳君）**

現在のところ、そこら辺りを含めてですね、検討中でございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

是非、早期の完成をよろしくお願いします。次、お願いします。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第３問第１項パノラマパークに関しまして、「事業規模と完了年度はいつを予定しているか伺う。」とのご質問でございますが、町としては、観光スポット等へのアクセス整備事業としまして、計画的整備を進めているところであります。

ご質問の改良事業は、パノラマパーク等へのメインルートとして、町道出口栗之脇線、松之迫赤瀬川線、塩入横別府線の３路線の一部を事業区間としており、事業規模としましては、町道の改良整備を全延長で３千８百メートル計画しているところでございます。

当事業は、平成２７年度から工事に入り、現在の工事は、特に幅員の狭い箇所や危険箇所等を優先して進めているところであります。平成２７年度の改良済み延長は、３９２メートルであります。平成２８年度の計画延長は６百メートル計画しておりますので、今年度末の進捗率は約２６％と見込んでいるところであります。完了年度につきましては、平成３１年度を目指しているところでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

せっかく大きな事業でございますので、そこで、せっかく展望台まで行きたくとも道路が狭いために、小型バスしか行けなくて、観光客も行けなかったと。

そのことを踏まえて、大型バスがパノラマパークまで行けるような状況に持っていけるんでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

建設課長に答弁させます。

**建設課長（石走和人君）**

現在のところ、幅員をですね、基本５メーターという形で進めております。それと併せましてですね、見通しの悪い地帯につきましては、立木補償のみなんですが、路肩からですね、約２メートル前後ぐらい買収する計画でですね、今作業を進めているとこでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

そこで反対面の久保下からの、今、通行止めになってるんですが、これはいつ頃の開通なのか。あちらの方が、小型の方が、乗用車なんかが利用客が多いということで、向こうの方は何も改良されないのかという声もお聞きしますので、そこらはどうでしょうか。

（「尾之上です。」　との声あり。）

**建設課長（石走和人君）**

尾之上からの塩入横別府線になるかと思っておりますけれども、ここにつきましてはですね、勾配的な問題、それと急傾斜地ということもございましてですね、一応地元からの要望で住宅地に危険性があるというところを今計画は進めているところでございますが、全面的にはですね、ここは今のところ計画に入っておりません。

（「はい、分かりました。次、お願いします。」　との声あり。）

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

次に、第２項「完了後、観光客を見込んだ沿道沿いや周辺地域を横別府地区の観光ゾーンとして位置づけ、誘客等の事業計画は考えられないか伺う。」とのご質問でございますが、パノラマパーク西原台については、鹿児島県観光課が発刊する、おおすみ１００選の表紙を飾るなど、錦江湾を一望できる魅力ある展望スポットとなっており、佐多岬、雄川の滝、諏訪神社と同様に、本町の観光の目玉でもございます。

平成３０年の佐多岬リニューアルによる入込客の増加が、他の町内観光地へも波及することが必要であり、横別府地区においても、パノラマパーク西原台を拠点とした、体験型観光事業等による誘客などが考えられます。

平成３２年には、本町で、鹿児島国体自転車競技開催が決定されており、全国からの来町が期待され、沿道や周辺地域を含めた観光基盤整備が必要と考えられることから、十分検討してまいります。

また、現在、活発に取り組まれている公民館活動など、住民が参画した取り組みは、地域の観光振興や活性化策として評価できるものと考えます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

実際、横別府に上り着いてからの県道の狭い部分、これはいろいろ要請されておりますけど、この県道から西原台パークの路線に入る町道、この出口の一角にイルミネーションも毎年付けられておりますので、そこらを買収して、何かこう、どうせ、いずれか買収しないといけないと思うんですよね。町か県が。取り付け道路として。だからそこを、そこら辺に何か施設とかは、計画できないものか伺います。

**町長（森田俊彦君）**

多分言ってらっしゃる地域のところが、今回、道路の改修によるところの部分であれば、用地交渉等があろうかと思いますけれども、イルミネーションはもうちょっと奥の方だったかなというふうに思うんですが、そちらはちょっとまだ考えてない状況でございます。

ただ、観光拠点というものの考え方であの地域のことを考えますと、先ほど議員もおっしゃられたように、びわ茶さんが、今、観光バスが来られた状況の中でも、工場を見学ができたり、それと健康食のランチの提供をされたり、というようなご提案をされております。

今後は周遊観光の中で、あそこはそういう拠点になるんではなかろうかなというふうに思っておりますし、また我々も民間とそういう観光施設関係に関しましては、いろいろなご支援、ご協力をしていきたいというふうに思っております。

**１番（浪瀬敦郎君）**

鹿屋、吾平、そして錦江町経由、そこにおおすみの園、花の木農場できましたよね。そういう民間の事業と言いますか、そういう方々、びわ茶さん、はじめ、そういう方々の協力をいただいて、休憩所とか、そういう流れに、観光像に持っていってもらえたらと思うんですけど、どうでしょうか。

**町長（森田俊彦君）**

今、お名前の出ました事業所の関係はですね、常に我々も連絡を取り合う中で、観光施設としての位置付け、またレストラン、昼食、また体験ゾーン、そういう部分では、いろんなメニューを持っていてくださるなというふうに思っております。

今後は、周遊観光バス並びに修学旅行の方々の体験、そういうものの受け入れというものもお願いするつもりでございますし、また周遊する中で、どうしてもこのトイレの施設が必要になってきます。そういうものの貸し出し等もご協力願うということで、今、お話をしているところでございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

森田町政で観光が始まりましたので、先に将来のことなんですけど、今の子供たち、義務教育の期間にですね、１回だけでもさたでい号かな、そして観光、佐多岬観光とか、こういう教育の一環として、そして頭に植え付けて、そして将来、成長したときに、その彼らが、この地域をアピールしてくれると、ＰＲしてくれるという、そういう流れは、教育関係は持っていますか。

**教育長（山﨑洋一君）**

大変ありがたい言葉だと思っております。教育大綱の基本目標の中に、ふるさとを大切にして誇りの持てる教育文化のまちづくりというのを掲げております。

当然、南大隅町は、歴史や文化の、非常に自然の宝庫だろうと、こう思っております。

このものは、教育の財産でありますし、当然教育活用として、教育の活用していかなければいけないだろうと思っております。

その為に、今申されましたように、各学校においては、時間等もございますので、郷土教育の一環として、例えば、総合的な学習の時間とか、一昨年から始まりました土曜日の活用のあり方等を含めて、教育課程の中でしていかないと、はい、行きなさいというわけにはいかないもんですから、やっぱり目的をぴしゃっと持って、各学校に伝達をして、そして実施出来るような方向性を見い出していくというふうに、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

**１番（浪瀬敦郎君）**

是非、今の子供たち、それと孫たち、そういう人たちにですね、この南大隅町を守っていただきたいと。この森田町政を衰退させてはいけないということでございますので、思っておりますので、是非、町当局も、今後のことを精一杯頑張っていただきたいと思います。

以上で、質問を終わります。

**議長（大村明雄君）**

これで一般質問を終わります。

休憩します。

|  |
| --- |
| １３：５１  　　～  １４：５２ |

（　全員協議会　）

**議長（大村明雄君）**

休憩前に引き続き会議を開きます。

**▼　日程第２　議案第３０号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１４号）につ**

**いて**

**議長（大村明雄君）**

　日程第２　議案第３０号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１４号）につ

いてを議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

一般質問ご苦労さまでございました。

議案第３０号は、平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１４号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２百６７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億９千７百８５万１千円とするものでございます。

「第１表　歳入歳出予算補正」では、歳出予算に、台風１６号被害による根占港浮桟橋修繕に係る経費を計上し、歳入予算では、所要の財源として、地方交付税を計上したものであります。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく、ご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**総務課長（相羽康徳君）**

それでは議案第３０号　一般会計補正予算（第１４号）についてご説明いたします。

まず１ページでございます。平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１４号）

平成２８年度南大隅町の一般会計補正予算（第１４号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２百６７万４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７４億９千７百８５万１千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　６ページをお願いします。歳入につきましては、１０款　地方交付税　１項　地方交付税　１目　地方交付税に、今回の補正予算に係る財源として２百６７万４千円を計上致しました。

　７ページをお願いします。歳出でございます。６款　商工費　１項　商工費　３目　観光費に、台風１６号被害による根占港浮桟橋修繕に係る２百６７万４千円の計上でございます。

　以上、よろしくご審議、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３０号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１４号）についてを採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３０号　平成２８年度　南大隅町一般会計補正予算（第１４号）については、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第３　議案第３１号　南大隅町税条例の一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第３　議案第３１号　南大隅町税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第３１号は、南大隅町税条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

　本案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）が、平成２８年３月３１日に公布され、併せて、同法第８条により外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）の一部改正も行われ、原則として公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成２８年政令第２２６号）が、平成２８年５月２５日に公布され、法律と同日から施行されることになりました。

これら法改正等に伴い、南大隅町税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３１号　南大隅町税条例の一部を改正する条例制定の件を採択します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３１号　南大隅町税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第４　議案第３２号　南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定**

**の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第４　議案第３２号　南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第３２号は、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件についてであります。

　本案は、所得税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１５号）が平成２８年３月３１日に公布され、併せて、同法第８条により外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（昭和３７年法律第１４４号）の一部改正も行われ、原則として公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることになりました。

また、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成２８年政令第２２６号）が平成２８年５月２５日に公布され、法律と同日から施行されることになりました。

これら法改正等に伴い、町民税で分離課税される特例適用利子等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定にも用いていく必要があるため、南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３２号　南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件を採択します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３２号　南大隅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第５　議案第３３号　南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第５　議案第３３号　南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第３３号は、南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

　本案は、平成２８年度人事院勧告に伴い、一般職の職員の給与に関する法律等が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

　主な内容は、「俸給表」及び「勤勉手当」並びに「扶養手当の段階的な見直し」の改訂であります。

　俸給表の改定率については、民間給与との格差を埋めるため、平均０．２％の引き上げ。

　勤勉手当については、勤務実績に応じた給与を推進するため、支給月を０．１０月引き上げを行うものであります。

　扶養手当の段階的な見直しについては、配偶者に係る手当を段階的に減額し、子に係る手当を段階的に引き上げるものでございます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３３号　南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３３号　南大隅町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第６　議案第３４号　南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条**

**例の一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第６　議案第３４号　南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第３４号は、南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

　本案は、平成２８年度人事院勧告に伴い、扶養手当の段階的な見直しによる改訂のため、扶養手当の基準を改正するものでございます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３４号　南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３４号　南大隅町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第７　議案第３５号　南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条**

**例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第７　議案第３５号　南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第３５号は、南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

　本案は、一般職の給与改訂に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

　主な内容は、町長・副町長・教育長の期末手当について、支給月数を年間３．１５月から３．２５月へ０．１０月引き上げを行うものでございます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３５号　南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３５号　南大隅町町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第８　議案第３６号　南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条**

**例の一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第８　議案第３６号　南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第３６号は、南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件であります。

　本案は、一般職の給与改訂に準じ、特別職の職員の給与に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改訂を行うものであります。

　主な内容は、議会議員の期末手当について、支給月数を年間３．１５月から３．２５月へ０．１０月引き上げを行うものでございます。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３６号　南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３６号　南大隅町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第９　議案第３７号　南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区**

**の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例等の**

**一部を改正する条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第９　議案第３７号　南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第３７号は、南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例制定の件であります。

　本案は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農業委員会委員の公選制が議会の同意を要する市町村長の選任制に改められ、委員の定数を地域の実情に応じて、政令で定める基準に従い、条例で定める必要があること。また、農業委員会の委員とは別に、農地利用最適化推進委員が新設され、その定数に関して条例で定める必要があること。さらに、農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬について、基本給、能率給として定める必要があることから、南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例及び南大隅町報酬及び費用弁償等に関する条例を改正し、併せて、農業委員会の委員の公選制が改められたことにより、南大隅町証人等の実費弁償に関する条例を改正するものであります。

よろしくご審議、ご決定いただきますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから、議案第３７号　南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３７号　南大隅町農業委員会の選挙による委員定数並びに選挙区の設定及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例等の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第１０　議案第３８号　南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例の一部を改正す**

**る条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第１０　議案第３８号　南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

　議案第３８号は、南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件であります。

本案は、佐多岬ふれあいセンターの管理運営に伴い、宿泊事情の複雑、多様化するニーズに的確に対応するとともに、効率的なサービス体制を確立するため、南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例第６条第２項の規定に基づく使用料の改正と、併せまして、町長は必要があると認めるときは、使用料の減額などができるよう所要の改正を行うものでございます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから議案第３８号　南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３８号　南大隅町佐多岬ふれあいセンター条例の一部を改正する条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

**▼　日程第１１　議案第３９号　南大隅町産業振興基金条例制定の件**

**議長（大村明雄君）**

　日程第１１　議案第３９号　南大隅町産業振興基金条例制定の件を議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**〔　　町長　　森田　俊彦　君　　登壇　　〕**

**町長（森田俊彦君）**

議案第３９号は、南大隅町産業振興基金条例制定の件であります。

　本案は、南大隅町の産業の振興を図り、地域社会の発展を推進するため南大隅町産業振興基金を設置しようとするものであります。

　本基金の設置により、本町の産業振興事業に係る財源を将来に渡り確保し、継続的に弛むことなく産業振興事業を実施しようとするものであります。

　よろしくご審議、ご決定くださいますようお願いいたします。

**議長（大村明雄君）**

　これから質疑を行います。

　質疑はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　質疑なしと認めます。

　これから討論を行います。

　討論はありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　討論なしと認めます。

　これから議案第３９号　南大隅町産業振興基金条例制定の件を採決します。

　お諮りします。

　本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」　という者あり

**議長（大村明雄君）**

　異議なしと認めます。

　したがって、議案第３９号　南大隅町産業振興基金条例制定の件は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。議長を交代します。

|  |
| --- |
| １５：１４  　　～  １５：１５ |

（議長交代）

**▼　日程第１２　議案第４０号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１５号）に**

**ついて**

**▼　日程第１３　議案第４１号　平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正**

**予算（第３号）について**

**▼　日程第１４　議案第４２号　平成２８年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算**

**（第２号）について**

**▼　日程第１５　議案第４３号　平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第**

**２号）について**

**▼　日程第１６　議案第４４号　平成２８年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特**

**別会計補正予算（第２号）について**

**副議長（川原拓郎君）**

休憩前に引き続き、再開します。

　日程第１２　議案第４０号　平成２８年度南大隅町一般会計補正予算（第１５号）について

日程第１３　議案第４１号　平成２８年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について

日程第１４　議案第４２号　平成２８年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１５　議案第４３号　平成２８年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）について

日程第１６　議案第４４号　平成２８年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）について

　以上、５件を一括議題とします。

　本案について、提案理由の説明を求めます。

**町長（森田俊彦君）**

議案第４０号は、平成２８年度　南大隅町一般会計補正予算（第１５号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億２千８百６７万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億２千６百５２万７千円とするものであります。

「第１表歳入歳出予算補正」では、歳出予算に「人事院勧告及び退職手当組合負担金確定に伴う人件費」の調整と、「減債基金及び町有施設整備基金並びに産業振興基金の積立金」、「子どものための教育・保育給付費」、「被災農業者向け経営体育成支援事業」、「佐多岬案内所整備委託」等の増額を、「参議院議員選挙」、「県知事選挙」等については、事業費確定による減額を行い、歳入予算では、所要の財源として、普通交付税及び前年度繰越金等を計上したものであります。

また、繰越明許費の設定と、債務負担行為の追加及び地方債の変更も行ったところであります。

　次に、議案第４１号は、平成２８年度　南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）についてであります。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１千３百６７万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４千８百５６万６千円とするものであります。

　今回の主な補正は、療養給付費等交付確定に伴う償還金等でございます。

次に、議案第４２号は、平成２８年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ６百５７万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億１千３百４９万円とするものであります。

　今回の主な補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整と、落雷及び台風による被災施設の修繕料の増額、消費税の確定による減額等でございます。

また、債務負担行為の設定を行ったところであります。

次に、議案第４３号は、平成２８年度　南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ２３万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４千２百２０万８千円とするものであります。

　今回の主な補正は、人事院勧告に伴う人件費の調整と、診療所賠償責任保険料等であります。

次に、議案第４４号は、平成２８年度　南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）についてであります。

　本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６千９百６２万５千円とするものであります。

　今回の主な補正は、介護報酬改定等システム改修費負担金の増額によるものであります。

詳細は、担当課長に説明させますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い致します。

**総務課長（相羽康徳君）**

　それでは、議案第４０号　一般会計補正予算（第１５号）について御説明いたします。

　まず１ページでございます。

議案第４０号　平成２８年度　南大隅町一般会計補正予算（第１５号）

　平成２８年度　南大隅町の一般会計補正予算（第１５号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ７億２千８百６７万６千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億２千６百５２万７千円とする。

　２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　（繰越明許費）

　第２条　地方自治法 第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

　（債務負担行為の補正）

　第３条　債務負担行為の追加は、「第３表　債務負担行為補正」による。

　（地方債の補正）

　第４条　地方債の変更は、「第４表　地方債補正」による。

　６ページをお願いします。

第２表　繰越明許費　今回　５款　農林水産業費　２項　林業費　森林整備林業木材産業活性化推進事業に１千７百３万２千円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

第３表　債務負担行為補正　今回、１０件の追加をお願いするものでございます。

まず庁舎警備委託に限度額９百５０万円。スクールバス一般混乗委託に５百万円。根占地区コミュニティバス等運行管理委託に４百万円。佐多地区コミュニティバス等運行管理委託に８百万円。一般廃棄物収集運搬業務委託に１千７百３０万円。一般廃棄物処理業務委託に１千１百万円。神山小・根占中のスルールバス運行委託に４千５百万円。同じく佐多小・第一佐多中のスクールバス運行委託に２千４百万円。南大隅高校生徒寮管理委託に７百万円。外国語指導助手派遣業務委託に５百１０万円でございます。

　続いて下段の第４表　地方債補正でありますが、２件の限度額変更をお願いするものでございます。

合併特例事業の補正前限度額２億７百７０万円を２億７百３０万円に。臨時財政対策債の限度額１億８千万円を１億６千３４万７千円にそれぞれ変更し、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じでございます。今回の減額に係る変更は、事業費の補正に伴う調整であります。

続いて９ページをお開きください。

　まず歳入でございますが。今回は、歳入確定及び決算見込みによる調整がほとんででございます。尚、主なものについて御説明いたします。

中段の１０款　地方交付税の普通交付税に３億５千９百６０万８千円。１４款　国庫支出金　１項　国庫負担金　１目　民生費国庫負担金に子どものための教育・保育給付費負担金　１千２百６９万８千円。

続いて、１０ページでございますが、１５款　県支出金　１項　県負担金　１目　民生費負担金に子どものための教育・保育給付費負担金６百３４万９千円。

１１ページ。２項　県補助金　４目　農林水産業費補助金に畜産クラスター事業補助金　８千３百２１万円。被災農業者向け経営体育成支援事業１億４千１百９５万円。

１２ページ。１８款　繰入金　１項　基金繰入金　６目　佐多岬等観光振興基金繰入金に佐多岬観光案内所整備委託に係る財源として１千７百５７万８千円。１９款　繰越金については、前年度繰越金１億１千６百５９万１千円を追加し、今回の補正で全額計上となります。

続いて１３ページをお開きください。歳出についてでございますが、減額分については割愛させていただき、追加分の主なものについて御説明いたします。

まず、各費目において人事院勧告退職手当組合負担金確定に伴う、職員等の人件費の増減額を計上しております。

１４ページ上段。２款　総務費　１項　総務管理費　１３目　減債基金積立金に１億１千６百５９万１千円。１４目　町有施設整備基金積立金に２億８千３百３５万３千円。

１９目　産業振興基金積立金に１億円を、それぞれ計上致しております。

１５ページから１６ページにつきましては、職員人件費、選挙費、統計調査費等の調整でございます。

１７ページをお願いいたします。３款　民生費　２項　児童福祉費　２目　児童措置費に、子どものための教育・保育給付費として保育単価増額、加算率変更及び広域認定こども園増に伴う扶助費１千９百９３万３千円。

１８ページから１９ページにつきましては、５款　農林水産業費　１項　農業費　３目　農業振興費に、被災農業者向け経営体育成支援事業補助金として２千４百７１万６千円。雪害次期作支援事業補助金として３百３５万９千円。６目　畜産業費に、畜産クラスター事業補助金８千３百２１万円。被災農業者向け経営体育成支援事業補助金として１億１千８百７４万８千円。

２０ページをお願いします。２款　林業費　２目　林業振興費に、森林整備林業木材産業活性化推進事業補助金として１千７百３万２千円。６款　商工費　１項　商工費　３目　観光費に、佐多岬案内所整備委託金として１千７百５７万８千円。

２１ページ　７款　土木費から２４ページ　教育費につきましては既定の予算に不足見込み額の追加を計上致しました。

以上、ご審議ご決定方よろしくお願い申し上げます。

**町民保健課長（馬見塚大助君）**

　次に、議案第４１号の南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について御説明いたします。

１ページでございます。

議案第４１号　南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）

平成２８年度　南大隅町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１千３百６７万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１６億４千８百５６万６千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　７ページをお願いします。

歳出でございます。主なものとしまして、１１款　諸支出金　７目　償還金に療養給付費等の交付金の確定による償還金と過誤による償還金としまして１千４百１５万円を計上してあります。

　６ページをお願いします。

　歳入の主なものとしまして、　９款　繰入金　１目　基金繰入金１千４百１５万円を計上致しました。

　以上、ご審議方よろしくお願いいたします。

**建設課長（石走和人君）**

続きまして、議案第４２号につきましてご説明いたします。

　１ページをお開きください。

　議案第４２号　平成２８年度　南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）

　平成２８年度　南大隅町の簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６百５７万９千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７億１千３百４９万円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　（債務負担行為）

　第２条　地方自治法第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

　４ページをお開きください。

　第２表　債務負担行為でございますが、今回３件をお願いするものでございます。

　水質検査業務委託　期間は平成２９年度　限度額　９百１８万５千円。

　簡易水道施設電気設備保守管理業務委託　期間は平成２９年度　限度額　１百７０万円。

　佐多地区簡易水道施設管理業務委託　期間は平成２９年度　限度額　３百万円。以上でございます。

　７ページをお開きください。

　主な補正でございますけれども、施設等の維持修繕料の増額、消費税等の確定によります減額をお願いしているところでございます。

　歳入の主なもののみ説明いたします。

　６款　諸収入　１項　１目　雑入　９百６５万６千円の増額補正は、消費税及び地方税等の確定申告によります還付金でございます。

　８ページをお願いいたします。

　これにつきましても、主なものを説明いたします。

１款　総務費　１項　総務管理費　１目　一般管理費　２７節　公課費でございますけれども、１千とび７５万６千円を計上し、これにつきましては減額しておりますが、消費税及び地方税確定申告の確定したことによりまして、減額補正したものでございます。

２目　簡易水道管理費　１１節　需用費　４百２０万円の増額補正でございますけれども、これにつきましては、施設等の修繕料について増額補正をお願いするものでございます。以上でございます。

**支所長（山野良慈君）**

それでは、議案第４３号　診療所事業特別会計補正予算（第２号）について、ご説明いたします。

まず１ページでございます。

平成２８年度　南大隅町診療所事業特別会計補正予算（第２号）

平成２８年度南大隅町の診療所事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２３万５千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４千２百２０万８千円とする。

２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　７ページをお願いします。

主な歳出でございますが、各費目において、人事院勧告退職手当組合負担金確定に伴う職員等の人件費の増減額を計上し、６ページをお願いします。歳入では、３款　繰入金　１項　一般会計繰入金　１目　一般会計繰入金に、今回の補正予算の財源調整としまして４１万７千円を減額計上致しました。

よろしくご審議お願いします。

**介護福祉課長（上之園健三君）**

　それでは、最後ですが、議案第４４号について御説明いたします。

　１ページをお願いいたします。

　議案第４４号　平成２８年度　南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）

　平成２８年度　南大隅町の介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

　（歳入歳出予算の補正）

　第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１４万５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３億６千９百６２万５千円とする。

　２　歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

　７ページをお願いいたします。

　歳出でございますが、今回の補正につきましては、介護報酬等を管理しておりますシステム改修に伴います負担金１４万５千円を追加したものでございまして、６ページ歳入につきましては、所要の財源といたしまして、国庫補助金及びその他一般会計繰入金をそれぞれ２分の１ずつを計上させていただきました。

本件１件でございますが、ご審議方よろしくお願いいたします。

**▼　散　会**

**副議長（川原拓郎君）**

以上で本日の日程は全部終了しました。

　１２月２２日は、午前１０時から本会議を開きます。

　１２月１９日は、各常任委員会、並びに庁舎のあり方等調査検討特別委員会となっております。

　本日はこれで散会します。

**散会　：　平成２８年１２月１５日　　午後３時４１分**